

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。



京都府 最低賃金

令和5年
10月6日
改定

1,008円

前年比
40円
UP

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する特設サイト 0120-366-440	労働者に賃金支払の届出を 提出する届出書の提出先 0120-366-440	賃金引上げ特設ページ 0120-366-440
中小企業 事業者の 皆さんへ	賃金引上げを支援する助成金を積極的に利用しましょう。 賃金引上げに合わせた賃金引き上げ支援センターにご連絡ください。 賃金引上げ特設ページ 0120-366-440	0120-366-440